

## I.反対尋問

1. 学説の検討 A-2-β 説において、仮にそのような事案の場合、現時点では規制されていない適法な薬物と認識しているのならば、それが覚醒剤であるとの認識はないことになる。すなわち、覚醒剤を明確に除外する意思があるといえ、故意が阻却されないか。
2. 故意責任の本質は、規範に直面したにもかかわらず、あえてそれを乗り越えて実行行為に出たことに対する道義的非難にある。甲は違法な薬物類であると認識しており、さらに認識予見の対象から覚せい剤が除外されていないことから、規範の問題に直面し、反対動機は十分に形成されているのではないか。